

海法研究所（早稲田大学総合研究機構）

2010 年度活動報告

海法研究所は、2007 年 10 月の設立以来、「海法研究」、「国際交流」、「海法教育」の 3 つを柱としてその事業を展開してきている。実質的に 3 年目となる 2010 年度は、既存の研究会活動、大学院での社会人教育を継続したことに加えて、新規研究会の立ち上げなど、研究会の事業において新たな展開が見られたが、それぞれの事業において着実な成果を挙げることができたものと考えている。

2010 年度の研究所の主な活動は以下の通りである。

I. 海法研究

海法研究所は次の研究会を組織して、研究員を中心とした海法研究を継続している。

(1) 判例研究会

- ・第 9 回:2010 年 5 月 15 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「船舶競売申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令申立て却下決定に対する抗告事件」

報告者：中村 紀夫 研究員（弁護士）

- ・第 10 回：2010 年 7 月 24 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：①海で遊泳中の者と漁船が衝突した事故について、漁船を操船していた船長に前方注視義務違反、減速義務違反の過失があるとして、不法行為が成立するとされた事例。

②海で遊泳中に漁船と衝突して死亡した被害者の相続人が加害者に対する損害賠償請求訴訟と併合して保険会社に対して加害者に代位して船主責任保険の保険金請求訴訟を提起することができるとされた事例。

東京地裁平成 20 年 3 月 5 日判決（判決タイムズ 1306 号 293 頁）

報告者：吉武 雅子 氏

- ・第 11 回：2011 年 3 月 12 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ①：「貨物船による海上運送中の貨物の滅失につき、事故の原因は、船長の航海上の過失にあり、貨物船は発行時には堪航能力を有していたとして、運送人の国際海上物品運送法3条1項および5条1項の責任を否定した事例」

東京地判平成22年2月16日 判タ1327号232頁

報告者：白石 智則 研究員（白鷗大学）

テーマ②：「大型貨物船（フェリー）が漁労中の小型漁船に衝突し漁船が沈没した海難事故につき、双方の見張り義務違反の過失を認め、その過失割合をフェリー側80に対し漁船側20を相当として、被害者のフェリー所有者に対する損害賠償請求が認容された事例」

宮崎地判平成22年3月12日 判時2080号111頁

報告者：雨宮 正啓 研究員（弁護士）

（2）外国海法研究会

①日中海法共同研究 中国・大連海事大学法学院（法学部）をパートナーとして、共通のテーマについて日中法の比較研究を行っている。

・第4回：2010年7月9日（金）

場 所：大連海事大学

テーマ⑦：船荷証券上の諸条項

担当者：雨宮 正啓 研究員（弁護士）

沈 暁平 講師（大連海事大学）

テーマ⑧：運送人の特定問題

担当者：箱井 崇史 研究員（早稲田大学）

郭 萍 教授（大連海事大学）

・第5回：2010年12月18日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ⑨：堪航能力に関する注意義務と運送人の責任

報告者：朱 作賢（大連海事大学法学院・准教授）

コメント：箱井 崇史 研究員（早稲田大学）

テーマ⑩：運送人の免責事由に関する諸問題

報告者：于 詩卉（大連海事大学法学院・専任講師）

コメント：中村 紀夫 研究員（弁護士）

②所内研究 所内でも、中国海法を中心とした研究会を開催し、その成果の一部を海事法研究会誌（日本海運集会所刊行）において公表した。

・海法研究所外国海法研究会

張 秀娟 「2009年の中国新海洋汚染予防管理条例の翻訳」、海事法研究会誌 207号 54頁以下（2010年5月）

張 秀娟 「2010年の中国海事賠償責任制限に関する最高人民法院規定の翻訳」、海事法研究会誌 209号 76頁以下（2010年11月）

（3）船舶金融法研究会 2009年度に新たに船舶金融法研究会を立ち上げた。わが国のこの分野の代表的な実務家に参加いただき、定例の研究会を行っている。また、参加者には、社会人修士課程に設置している船舶金融法研究のゲスト講師としても出講いただいた。

・第3回：2010年6月26日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「船舶抵当権と船舶傭船者との利害対立、利害調整」

報告者：瀬野 克久 氏（弁護士）

・第4回：2010年9月18日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「わが国の最近の船舶先取特権事例をめぐる諸問題」

報告者：志津田 一彦 研究員（富山大学）

・第5回：2011年1月15日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「船舶ファイナンスについて」

報告者：鶴狩 洋平 氏（三井住友銀行）

（4）船舶衝突法研究会 この研究会は、船舶衝突法に関する書籍刊行を目的として組織したものであり、4名の研究者と3名の実務家が参加している。船舶衝突に関する法実務と理論問題について、海上保険や海事刑法の専門家も加えて総合的な概説書を刊行する予定である。この企画には、日本郵船株式会社より、「ヘイエルダール記念事業」に採択され、助成金（2009年より3年間）を受けている。

（5）海法史研究会 海法史研究会は、研究所設立時より、継続して、ローマ海法の日本語訳に取り組んできている。研究所設置期間内（2012年まで）に成果をとりまとめ

て公表する予定である。

(6) 海事刑法研究会 研究テーマを「海上における刑事法規制について」と設定して、研究会を継続している。この研究会は、海上保安大学の教官 3 名を研究所研究員に迎えて共同研究を行っている。

- ・第 5 回：2010 年 8 月 1 日（土）
テーマ：海上犯罪の捜査に関する諸問題
報告者：河村 有教 研究員（海上保安大学校）

(7) 海上保険法研究会 2010 年度に海上保険法研究会を立ち上げた。

- ・第 1 回：2010 年 4 月 24 日（土）
場 所：早稲田大学
テーマ：①1906 年英国海上保険法の改正にかかる動きについて
報告者：中央大学商学部 平澤 敦 准教授
②被害者から保険者に対する直接請求権について
報告者：早稲田大学商学部 中出 哲 准教授
- ・第 2 回：2010 年 6 月 4 日（金）
場 所：日本海運集会所
テーマ：①新保険法に伴う貨物海上保険約款の改定（準拠法約款）について
報告者：東京海上日動火災保険・海上業務部 井原哲次郎 課長代理
②最近の英国の海上保険判例について
報告者：東京マリンクレームサービス 求償・代理店業務部
森 明 特命部長
③世界保険学会世界大会に出席して
報告者：早稲田大学商学部 中出 哲 准教授
- ・第 3 回：2010 年 7 月 17 日（土）
場 所：早稲田大学
テーマ：①保険法改正に伴う船舶保険普通保険約款の改正について
報告者：共栄火災海上保険 再保険・海上部 村井幸三 課長
②P&I 保険・クラブについて
報告者：日本船主責任相互保険組合 宮広好一 マネージャー
③メキシコ湾原油油濁事件

報告者：東京海上日動火災 船舶営業部 小林宏章 課長代理

- ・第4回：2010年9月11日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：貨物海上保険証券における英国法準拠法条項の解釈と時効、遅延損害金の扱い

報告者：一橋綜合法律事務所 平田大器 弁護士

- ・第5回：2010年11月20日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：① ‘T号’ 座礁事案紹介

報告者：東京海上日動火災保険 コマーシャル損害部 渡辺丈太 課長代理

②英国海上保険法における戦争危険について

報告者：早稲田大学大学院商学研究科 松下千紗 氏

③ロイズについて

報告者：早稲田大学商学部 中出 哲 准教授

- ・第6回：2011年2月5日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：①フランスの海上保険について

報告者：中央大学大学院商学研究科 周暁原 氏

②船舶金融と保険

報告者：渥美坂井法律事務所 吉田麗子 弁護士

II. 国際交流

① 東アジア海法フォーラム 海法研究所は、海法分野での東アジア諸国、とりわけ中国・韓国との定期的な交流を図るために、2008年に第1回の「東アジア海法フォーラム2008」を東京で開催した。幸いにもこの企画には、中国および韓国の強い賛同を得ることができ、持ち回りでの開催が合意された。2009年は、中国・大連海事大学にて第2回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、2010年は、韓国・高麗大学にて第3回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、海法研究所は代表団・報告者の派遣を行った。

・東アジア海法フォーラム 2010（第3回）

開催日：2010年11月26日（金）・27日（土）

会場：高麗大学百周年記念館（韓国・ソウル）

講演：各国海商法動向

報告者：日本・落合 誠一（中央大学教授・東京大学名誉教授）

中国・胡 正良（上海海事大学教授・上海海事大学海商法研究センター長）

韓国・金 冒俊（弁護士・法務法人 世慶）

シンポジウム①：海上交通法

報告者：中国・趙 月林（大連海事大学教授）

日本・高橋 勇（戸田総合法律事務所）

韓国・金 仁顕（高麗大学教授・船長）

シンポジウム②：船舶衝突法

報告者：中国・単 紅軍（大連海事大学法学院副院長・教授）

日本・雨宮 正啓（弁護士・小川総合法律事務所）

韓国・李 鎮洪（金&張 法律事務所）

- ② 中海法共同研究講演会 日中海法共同研究は、日本と中国で開催しているが、日本開催の機会には、公開で講演会および懇親会を開催し、広く国際交流の機会を提供している。2010年度には、2010年12月18日に次のような講演会を開催した。

開催日：2010年12月18日（土）

場所：早稲田大学

講演①：2010年中国海事賠償責任制限に関する最高人民法院の解釈規定について

報告者：単 紅軍 研究員（大連海事大学法学院院長・教授）

コメント：雨宮 正啓 研究員（弁護士）

講演②：堪航能力に関する注意義務と運送人の責任

報告者：朱 作賢（大連海事大学法学院・准教授）

コメント：箱井 崇史 研究員（早稲田大学）

講演③：運送人の免責事由に関する諸問題

報告者：于 詩卉（大連海事大学法学院・専任講師）

コメント：中村 紀夫 研究員（弁護士）

Ⅲ. 海法教育

海法研究所では、設立以来、大学院レベルの海法教育を実施する準備を行ってきたが、早稲田大学大学院法学研究科において、研究所研究員3名を講座責任者とする社会人対象

の研究課題「国際海事問題の実務と法」を立ち上げ、2009年度から開講した。この講座は、わが国ではじめての海法を中心とした科目による修士課程（LLM）コースである。2009年度に引き続き、2010年度は、海運会社、保険会社、関連団体など6名が正規の修士課程に入学した。

① 海法関連科目

海法総論・海商法（商法研究Ⅰ・Ⅱ）、傭船契約法研究（Ⅰ・Ⅱ）、船舶金融法研究、海上安全論、海上保険法研究、海上売買契約法研究、国際海事争訟論、海事政策研究

② 修了者論文テーマ一覧

- 旭 聡史 「海上運送人の損害賠償の範囲について—国際海上物品運送条約の国際的理
解とわが国における解釈との相違—」
- 大森 一司 「サブスタンダード船対策にみる船舶の規制・管理手段に関する一考察」
- 長田 旬平 「船舶先取特権の成立と効力—「航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル債権」に
係る問題を中心に—」
- 塩満 夏奈 「海洋環境の保護・保全に関する船舶に対する管轄権—バラスト水の問題を
手がかりとして—」
- 高橋 勇 「船主責任制限制度における船舶の意義の考察—条約に規定された
“Sea-going Ship”の射程範囲の研究—」
- 豊田 拓 「船舶ファイナンスにおける担保設定のあり方—船舶抵当権の物上代位効の
影響」
- 水野 隆雄 「定期コンテナ船業界におけるスロット・チャーター契約に関する考察—
BIMCO “SLOTHIRE”書式の分析と既存法制度・海商法体系の適用可能性に
ついて」
- 吉村 英典 「ISMコードにおける船舶管理会社の法的地位について—船舶管理会社が与え
る第三者への加害行為についての若干の考察」
- 渡辺 佳浩 「船荷証券中の「FIO条項」の効力」

IV. 寄付金受入れ

2010年度

7件 2,850,000円（うち300,000円は早稲田大学に管理費として納入）

（日本郵船ヘイエルダール記念事業助成費を含む）

※ 寄付金は海法研究所を指定する早稲田大学への寄付金であり、入出金の管理はすべて早稲田大学（総合研究機構）が行っている。当研究所の2010年度決算は、総合研究機構よ

り報告される。

V. 研究所人事

池山明義氏（阿部・阪田法律事務所弁護士）は、2010年10月1日に海法研究所研究員（客員研究員）に着任した。

江頭憲治郎教授（早稲田大学）は、2010年12月1日に海法研究所研究員（研究所員）に着任した。

榎本啓一郎准教授（福岡大学）は、2010年12月1日に海法研究所研究員（客員研究員）に着任した。

単紅軍教授（大連海事大学）は、2010年12月1日に海法研究所研究員（客員研究員）に着任した。

木原知己氏（青山総合会計事務所顧問）は、2011年1月1日に海法研究所研究員（客員研究員）に着任した。

胡正良教授（上海海事大学）は、2011年2月1日に海法研究所研究員（客員研究員）に着任した。

VI. その他 海法研究所3周年記念活動報告会

海法研究所創立3周年を記念して、2010年10月1日に記念活動報告会を開催した。

参会者 約100名

以 上